

# 第32回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月27日(月) 午後2時30分から午後2時56分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	11番	山本登
委員	1番	居内和則
	2番	鬼塚秀明
	3番	鎌田直人
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田政揮
	9番	中川一弘
	10番	立石雄治
	12番	小田切英治
	13番	佐々木義彦
	14番	鈴木圭一
	15番	矢萩一毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

議案第 1号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について

6. 議事録署名委員 1番 居内和則 14番 鈴木圭一

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	高畑公朋
農地係長	石垣友伯
事務局主査	竹岡亮
農地係主事	安藤愛子

## 8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第32回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、1番居内委員、14番鈴木委員の両委員を指名いたします。
事務局	それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。 (議案第1号の朗読説明)
議長	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案第1号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
事務局	それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
事務局	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号については、初めに1番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。 (議案第2号1番の朗読説明)
議長	なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2から4ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。
議長	議案第2号1番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
事務局	それでは、おはかりいたします。議案第2号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
事務局	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号2番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、佐々木委員の退席を求めます。

(佐々木委員 退席)

議長  
事務局

事務局に議案の説明を求めます。

(議案第2号2番の朗読説明)

なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の5ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。

議長

議案第2号2番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号2番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(佐々木委員 着席)

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の6ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の7ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番  
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号は原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第32回総会を閉会いたします。